

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年 8 月 7 日
【会社名】	株式会社あらた
【英訳名】	ARATA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 須崎 裕明
【本店の所在の場所】	東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区東陽六丁目 3 番 2 号
【電話番号】	03 - 5635 - 2800 (代表)
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 鈴木 洋一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 601,949,600円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

当社は、平成30年8月7日に四半期報告書（第17期第1四半期（自平成30年4月1日至平成30年6月30日））を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、平成30年7月4日付をもって提出した有価証券届出書並びに平成30年7月17日付及び平成30年8月2日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、当該四半期報告書を参照書類に追加し、併せてこれに関連する事項を訂正するため、また、添付書類のうち「平成31年3月期第1四半期連結累計期間（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）の連結業績の概要」を削除するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の削除）

平成31年3月期第1四半期連結累計期間（自平成30年4月1日至平成30年6月30日）の連結業績の概要

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 野で示してあります。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照してください。

（訂正前）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

（注）1 公募による新株式発行に係る海外販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、発行価格等決定日に本3の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成30年7月4日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

（注）1 本新株予約権付社債の一部に係る、欧州及びアジアを中心とする海外市場（ただし、米国及びカナダを除く。）における海外投資家に対する販売に関して、提出を行ったものです。

2 なお、算式決議日及び発行価格等決定日に本4の臨時報告書の訂正報告書が関東財務局長に提出されます。

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

（訂正後）

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度第16期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月27日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度第17期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月7日関東財務局長に提出

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（平成30年8月7日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

（注） 公募による新株式発行に係る海外販売に関して、提出を行ったものです。

（注）1の番号及び2の全文削除

## 5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月7日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を平成30年7月4日に関東財務局長に提出

(注) 本新株予約権付社債の一部に係る、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)における海外投資家に対する販売に関して、提出を行ったものです。

(注) 1の番号及び2の全文削除

## 6【訂正報告書】

訂正報告書(上記1 有価証券報告書の訂正報告書)を平成30年7月2日に関東財務局長に提出

## 7【訂正報告書】

訂正報告書(上記4 臨時報告書の訂正報告書)を平成30年7月17日に関東財務局長に提出

## 8【訂正報告書】

訂正報告書(上記5 臨時報告書の訂正報告書)を平成30年7月9日及び平成30年7月17日に関東財務局長に提出

## 第2【参照書類の補完情報】

(訂正前)

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書及び有価証券報告書の訂正報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成30年7月4日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書提出日(平成30年7月4日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

<後略>

(訂正後)

上記に掲げた参照書類であります有価証券報告書、四半期報告書及び有価証券報告書の訂正報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月7日)までの間において変更及び追加すべき事項は生じておりません。下記の「事業等のリスク」は当該有価証券報告書等に記載された内容を一括して記載したものであります。

なお、有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項については本有価証券届出書の訂正届出書提出日(平成30年8月7日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。また、有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

<後略>